

京都アグリフードイノベーション創出事業「技術開発事業」 申請に関する質問・回答一覧

	質問	回答
1	今回の公募は、令和7年5月15日の京都府農林水産部長通知にある「京都アグリ・フード創出事業 実施要領」のうち、「2 技術開発事業」のみでしょうか。	今回の公募は「2 技術開発事業」のみです。 「1 技術開発に向けた事前調査事業」の公募開始は6月を予定しています。
2	申請者は京都市内の企業ですが、共同機関として京都府外の大学や法人は事業対象者になりますでしょうか。	申請者及び連携する事業者とも、京都府内だけでなく、他の都道府県の事業者も対象となります。 ただし、京都フードテック研究連絡会議の会員（事業計画の申請後に会員となることが確実である場合を含む）であることとしています。
3	京ものブランドサプライチェーン構築事業は、商品やサービスの開発に係る支援事業で、この事業は技術開発の取組に対する支援事業という整理でよいでしょうか。	京ものブランドサプライチェーン構築事業の場合、商品やサービスの開発に必要な技術開発の取組であれば対象となる可能性があります。
4	この事業は「技術の開発」を事業対象としているのであって「技術の実証」は対象にはならないという理解でよいでしょうか。	「技術の実証」ではなく「技術の開発」が補助対象です。
5	成果目標は事業者独自で決めたらいいでしょうか。	そのとおりです。
6	取組内容に新規性は求められるのでしょうか。新規性が求められる場合、その事業体にとって新規であればよいでしょうか。	審査基準に新規性はありますが、「独創性・先進性・競合優位性」があり、これまでにない技術や手法を求めています。
7	本年7月上旬以降の事業開始で、実績報告書の提出などは来年2月27日となっていますが、新規農業技術の開発を(準備期間は別として)この範囲で行うということでしょうか。	事業期間については、そのとおりです。事業内容については、事業期間を考慮し、計画を立ててください。